

【不登校の実態と課題の解決策について】

(一問目)

ここ数年、不登校児童及び生徒の数が増加傾向にあります。その推移について教えてください。増加傾向にある中で、教育委員会として、どのような取組みをされてきたのか、また、学校現場ではどのような取組みをされてきたのか、教えてください。

<答弁>

本市の不登校は、平成16年度をピークに平成24年度まで減少を続けましたが、平成25年度より増加傾向となっております。小中学校の合計で、平成25年度335人、平成26年度358人、平成27年度426人となっております。教育委員会といたしましては、中学校少人数学級事業の実施により、個別指導や保護者との連絡、関係諸機関との連携のパイプ役として、不登校担当者を位置付けるとともに、月に1回、不登校担当者会を実施しております。庄内・千里少年文化館担当者、SSW、教育相談係、支援教育係、こども相談課職員が参加し、不登校対策連絡会を行い、個別の児童生徒の支援策について協議しております。また、少年文化館におきましては、学校復帰に向け、創造活動による子どもたちへエンパワーメントの取組みを行っております。この他にもSSWの配置を通じて、ケース会議による不登校の子どもたちの生活背景の見立てと関係諸機関との連携を図る取組みを進める等、効果的な支援に努めております。

各小学校におきましては、不登校対策連絡会や個別のケース会議を通じて、教職員が情報共有を行い、組織的な対応を進めております。また、学級担任等による家庭訪問の実施や教室に入れない児童生徒に対しましては、校内適応指導教室を開設する等、教職員が協力して組織的な対応を行い、児童生徒が登校しやすい環境づくりに努めております。

(二問目)

様々な取組みをされているにもかかわらず、不登校がここ数年増加傾向にある要因を、教育委員会としてどのように分析されているのか教えてください。また、ここ最近の不登校児童生徒及びその家庭に見られる傾向や不登校に至る主な要因があれば教えてください。特に今年度、中学生の不登校が大幅に増加していますが、その要因をどのように分析されているのかも教えてください。

<答弁>

文部科学省、不登校に関する調査研究協力者会議の報告によりますと、全国的に家庭の経済的課題や養育課題に起因する不登校が増加しており、本市においても同様の状況が生じていると考えております。不登校児童生徒に関するケース会議にも、福祉事務所や障害福祉課、こども相談課、社会福祉協議会など、福祉・児童福祉部局が参加するものが増加しております。また、家庭環境に強く影響を受けやすい小学校低学年における不登校理由の10日～29日欠席の児童が増加していることも、児童の家庭環境の悪化を予測できる状況と考えております。

近年、不登校の要因が年々、多様化・複雑化しており、要因を的確に把握すること自体が

難しくなっていることも、増加の一因と考えられております。要因を的確にアセスメントし、早期に対応することが、もっとも重要であることを不登校担当者会でも共有し、各学校でも実行されるよう指導しているところです。

本年度の中学校の増加の要因につきましては、学校訪問等を通じて、個別の状況を詳しく把握する等、情報収集を行っており、現在、分析を進めております。

なお、今年度、1学期末に不登校傾向で10日以上欠席した生徒は、1年生56人、2年生81人、3年生127人、合計264人となっております。

(三問目)

不登校が増加している中、当該児童生徒の生活実態の把握は誰がどのような形で行い、教育委員会としてどの程度、把握できているのでしょうか。また、不登校の子どもたちにとって、学校と自宅以外の居場所はどこくらいあり、教育委員会としての居場所づくりは十分と考えておられるのか見解をお聞かせ下さい。参考までに、昨年度の不登校児童生徒のうち、少年文化館を利用した子どもの数を教えて下さい。

<答弁>

不登校児童生徒については、学級担任を中心とした家庭訪問等を実施し、家庭との関わりを通じて、状況の把握に努めております。学級担任等が把握した状況につきましては、管理職、不登校担当教員等で構成する校内委員会で共有し、実態の把握と組織的な取り組みに努めております。

居場所づくりにつきましては、学校への登校に向けた支援を庄内・千里の各少年文化館を中心に取り組んでおります。

昨年度の不登校児童生徒のうち、少年文化館を利用した子どもは、小中学校合わせて426人中、119人となっております。

不登校の要因や背景が多様化・複雑化していることから、様々なニーズに対応することが難しい状況ではありますが、引き続き、関係機関との連携を図り、個々の状況に応じた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

(四問目)

文部科学省の「フリースクール等に関する検討会議」では、子どもたちが社会的に自立することを目的に、教育委員会とフリースクールなどの民間団体が連携することを提唱しています。実際に、学校外のフリースクールなど民間団体の施設に通っている児童生徒もいると思いますが、その実態について、教育委員会としてどの程度、把握されているのでしょうか。ここ数年のフリースクール利用者の推移を教えてください。

先程の検討会議によると、教育委員会もフリースクールも不登校児童生徒の社会的自立を支援するという共通の目的を有しているという認識にたつて、連携・協働する必要があると提言し、具体的には、教育委員会と民間団体による連携協議会の設置、教育委員会の職員や現場の教職員と民間団体職員の相互交流、公民連携による施設の設置・運営など

を提案していますが、このことに対する教育委員会の見解をお聞かせください。また、フリースクールに対する教育委員会の見解もお聞かせ下さい。従来通り、教育委員会としては、不登校対策は学校復帰が大原則であり、必ずしも学校復帰を目的としないフリースクールなどの民間団体との連携や協働はあり得ないとお考えなのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

フリースクール等の民間施設に通所している児童生徒も含め、不登校児童生徒の実態については、学校訪問やヒアリング等を通じて、把握に努めております。フリースクールの利用者につきましては、ここ数年、小中学校共に数名で推移しております。

フリースクールを選択されている場合につきましても、児童生徒の状況に応じて、保護者の理解を得た上で、学校とフリースクールがともに連携し、出席状況や学習状況などの情報交換を行っております。

教育委員会とフリースクール等の民間施設との連携につきましては、各民間施設の理念や施設環境等が多様であることから、現状におきましては、出席扱いの判断や学習の評価等に関して、一律に連携することは難しいと考えております。

引き続き、文部科学省の通知や検討会議等の動きに注視しながら、児童生徒が関わる民間施設等との連携につきましては、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

(五問目)

現状として不登校児童生徒の学力保障はどのようになされているのでしょうか。また、登校日数がほとんどない生徒も卒業させている現状に対する見解も合わせてお聞かせ下さい。

<答弁>

学力保障につきましては、各学校での校内適応指導教室の個別指導やグループ指導等を通じて、児童生徒の状況に応じた学習支援に取り組んでおります。また、ひきこもり傾向の強い不登校児童生徒に対しては、文化館への登館をきっかけに、外出できることを初期の目標に保護者との面談や少年文化館への送迎等の支援を行っております。

各小中学校におきましては、長期の不登校児童生徒を含め、本人や保護者の意向を十分に尊重し、確認しながら進級や卒業の判定を行っております。引き続き、一人ひとりの状況に応じた支援を進めてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

不登校児童生徒の生活実態は担任を中心とした家庭訪問により把握に努めているとのことでしたが、完全には把握できておらず、ぜひ、全ての不登校児童生徒の生活実態把握を目指して、担任や専門家を中心としたより積極的なアプローチを強く求めておきます。また、不登校の支援は少年文化館を中心にしているが、全てのニーズに対応することは難しいと答弁されました。不登校の要因・背景が多様化・複雑化している現状では当然のことであ

り、だからこそ、多様かつ複雑なニーズに対応するための多種多様な居場所が必要なのではないのでしょうか。不登校児童生徒に必要なことは、社会的自立であって、学校復帰はその一つ的手段だと思います。全ての不登校児童生徒に少年文化館では対応しきれない状況、たとえば、少年文化館を利用していたとしても中学校を卒業した後は、少年文化館での支援は受けられない状況、高校入学後に不登校になってしまった生徒が相談だけでなく、直接的な支援が受けられる機関が豊中市には無い状況を考えると、フリースクールのような施設も必要ではないのでしょうか。「民間施設の理念や状況が多様であることから、一律に連携することは難しい」と答弁されましたが、そうであれば、池田市のように市としてフリースクールを設置し、市や教育委員会の理念に沿った形で学校ともしっかりと連携できる仕組みを検討してみてもいいと思います。加えて、池田市の公設フリースクールは、高校と提携し、通信教育で高校卒業資格もとれる形をとっておられ、豊中市において課題に挙げた、中学校卒業以後の不登校の子どもたちに対して直接、支援ができる体制が構築されています。少年文化館の意義や必要性は十分にあるとは思いますが、まだまだ受け皿としては不十分であることは否めないと思いますので、提案させて頂いた公設フリースクールを是非とも検討して頂きたいと要望しておきます。

【学校給食の食べ残しについて】

(一問目)

学校給食の食べ残しについて伺います。あらためて、ここ数年の食べ残しの量や率の推移について教えて下さい。加えて、副食、パン、米飯それぞれの食べ残しの推移についても教えて下さい。

<答弁>

食べ残しの量につきましては、副食、パン、米飯それぞれで予備分も含めまして、平成25年度が約99500kg、平成26年度が約84300kg、平成27年度が70600kgとなっております。

副食の推移につきましては、走井学校給食センターの稼働に伴い、食べ残しの集計方法が異なることから重量のみとなりますが、平成25年度約45300kg、平成26年度は約39900kg、平成27年度は約26200kgとなっております。

パンにつきましても、その種類により重量が異なるため、重量のみとなりますが、平成25年度約22900kg、平成26年度約16900kg、平成27年度約12500kgとなっております。

米飯につきましては、平成25年度約31300kg、残菜率7.3%、平成26年度約27600kg、残菜率8.7%、平成27年度約31900kg、残菜率16.6%となっております。

(二問目)

副食やパンは減少傾向にある一方、米飯の食べ残しだけが増加傾向にあります。そんな中、昨年度から米飯給食を週2回から3回に増やしましたが、増やした背景と理由を教えてください。米飯とパンでは栄養面やコストの面で大きな差があるのか教えてください。また、米飯はパンよりも配膳や片付けに時間を要するため、食べる時間が足りなかったり、米飯と副食の量のバランスや食べ合せが悪いことで、食べ残しが増える傾向にあるのではないかと思います。見解をお聞かせ下さい。米飯が増えることで牛乳の飲み残しが増えているといったことはないのかについても教えてください。

<答弁>

米飯給食の回数につきましては、平成21年に文部科学省から、学校における米飯給食の推進についての通知があり、週3回以上を目標とすることが記されております。

また、給食試食会の際やPTAの皆さんとの懇談等においても、実施回数増やしてほしいという声があったことから、週2回であった米飯給食を3回にしたものでございます。

栄養面につきましては、米飯もパンも同じ炭水化物なので摂取できる栄養は似ておりますが、米飯が純粋な炭水化物に対して、パンは製造する際に脂質や塩などが使われていることから、カロリーや脂質が多くなっております。

パンと米飯のコストにつきましては、パンの方が米飯より若干高くなっております。

米飯給食において、低学年では配膳やお箸を上手に使うってご飯を食べるということに時間がかかり、食べる時間が足りないこともあると思いますが、徐々に慣れてくることから、それが食べ残しに繋がっていることは思っておりません。

食べ合せについては、子どもたちに人気がある焼きそばやお好み焼き、麺類などをパンや米飯と共に提供しておりますが、副食3品になったことから、その量や中身を見直しており、そのことが直接食べ残しの要因であるとは考えにくいと思っています。

なお、米飯が増えることで、牛乳の飲み残しが増えていることはございません。

(三問目)

教育委員会として、現状の食べ残しについての見解を教えてください。また、とりわけ、米飯給食の食べ残しが多く、増加傾向にある要因分析と見解をお聞かせ下さい。さらに、どのようにして米飯給食の食べ残しを減らしていこうと考えておられるのか、例えば、米飯はなるべく味をつけた形で提供したり、米飯との食べ合せのよい副食を研究したり、各小学校にふりかけ等を支給するなどは考えておられるのか教えてください。また、現場の先生方に児童がご飯を積極的に摂取するような取組みや働きかけを求めていくことは困難なのか教えてください。現状が改善されない場合は、米飯の回数を減らすこともありうるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現状に対する教育委員会の見解と致しましては、まず学校給食では、児童一日の摂取すべき栄養価の三分の一を提供することと考えています。

その中で、当然全てを喫食して頂くことが一番であると考えておりますが、味についてはどうしても好みの問題や、家庭での味付けと異なるなど、個々の好みに合わせることは難しいものがございます。

また、残菜がゼロということは、量が足りていないのではないかと、少なすぎるのではないかとという疑問が新たに生まれてまいります。

いずれに致しましても、児童に喫食して頂いてこそ、栄養価にもつながることから、今後も食べ残しにつきましては、現状を把握しながら献立の見直しや、組み合わせを変更する等、検討して参りたいと思います。

米飯につきましては、昨年度より従来10%押し麦を入れておりましたが、今年度からは食味を良くし、食べ残しを減らすためにも、精白米のみに変更するとともに、栄養価や価格の調整を行いつつ、現状月1回の炊き込みご飯の回数を増やすことも検討しています。

ふりかけなど、添加物につきましては、塩分を基準値内に抑えるため、毎食提供することは難しいと考えています。

現場の教職員につきましては、現在でも限られた給食の時間の中で、給食の準備や配膳、喫食など、様々な給食指導を行っており、食べ残しにつきましても、少しでも児童に喫食してもらうよう取り組んで頂いていると認識しております。

米飯の回数については、昨年から2回を3回に増やしており、現状の課題を認識し、改善に努めてまいりたいと考えております。

(四問目)

食べ残しについては、調理くずや剪定枝と混ぜて堆肥化をしており、市は昨年末に堆肥化機械を新しくしました。堆肥化機械を新しくしたことにより、人件費や維持管理費などの経費は従前と比べてどの程度、削減できたのか教えてください。また、新しくした機械や設備の性能や新しくした機械で製造した「とよっぴー」の質は以前と比べてどうなのか、現時点での評価を教えてください。さらに、米飯の食べ残しの増加により、生ごみ搬入量が大幅に増え、生ごみ搬入量に占める米飯の割合も非常に高くなってきていますが、機械への影響や堆肥化そのものへの影響はないのか教えてください。

<答弁>

堆肥化機械更新後の経費については、本年4月から堆肥化機械を更新したところでございますので、現時点で比較できる、8月までの4か月間の電気料金では、5割程度の削減額となっており、人員につきましては、従前の再任用短時間勤務職員3名、一般職非常勤職員1名の4名体制から、再任用短時間勤務職員2名、一般職非常勤職員1名の3名体制としております。

次に、更新した機械の性能とこれで製造した「とよっぴー」の質についてでございますが、「とよっぴー」の質については、従来と同等の品質でございますが、給食残渣と剪定枝の貯留容量が従来と機械と比較致しますと、2倍から3倍程度増加したことにより、製造期間の短縮に繋がっております。

次に、米飯の食べ残しの増加による影響についてでございますが、米飯は塊として残りやすく、これまでは比較的処理に時間を要していましたが、更新後の機械では、貯留容量の増加により、攪拌処理を十分行うことが出来ることから、堆肥化機械や「とよっぴー」の成分への影響はないものと考えております。

(意見・要望)

学校給食の食べ残しはまだまだ多いとはいえ、全体的に減少傾向にあり、そのことは評価しています。一方で唯一、食べ残しが増加傾向にあった米飯の回数を昨年度から週2回から3回に増やされていますが、今年度も米飯の食べ残しは増加しているようです。ぜひ、米飯の食べ残しだけが増加していることを問題視して頂き、今後、米飯の食べ残しも副食やパンと同様、しっかりと減らせるよう様々な対策を講じて頂きたいと要望しておきます。

【(仮称)庄内駅前庁舎整備事業及び 庄内東駅前線整備事業について】

(一問目)

(仮称)庄内駅前庁舎整備事業について伺います。庄内出張所の機能移転を目的とした当初の整備案に対し、市民や市議会から様々な意見や要望が出され、先月、市は見直し案を提示されました。あらためて、見直し案の詳細を教えてください。

<答弁>

(仮称)庄内駅前庁舎については、当初出張所機能の移転を考えていた2階、3階部分の再検討を行い、2階部分で就労支援と生活困窮者自立支援を、3階部分で子育て支援策として、一時保育や子育て相談を行う予定にしております。

(二問目)

2階部分に就労支援相談事業、生活困窮者支援事業、3階部分に子育て相談支援事業、一時保育事業を整備する市のねらいを教えてください。

2階部分の就労支援相談事業や生活困窮者支援事業は既に実施されている事業ですし、労働会館でも就労支援相談事業を実施されていると思います。それらの事業との統合もしくはすみ分けはどのように考えておられるのか、教えてください。さらに、新たに建設を予定されている(南部)コラボセンターでも就労支援相談事業や生活困窮者支援事業を実施される予定はないのでしょうか。あるのであれば、そこのすみ分けはどのように考えておられるのか、教えてください。

<答弁>

(仮称)庄内駅前庁舎で実施を予定しておりますそれぞれの事業につきましては、駅前庁舎の整備という本来の目的を踏まえつつ、(仮称)南部コラボセンターネットワークに位置付けられている機能のうち、駅前立地の利便性を活かせるものを配置するという考え方に立つとともに、複合化・多機能化の観点から、市政の喫緊の課題に対応するという目的も加味し、決定をしたものでございます。

南部地域における就労支援事業の実施につきましては、平成26年3月に策定しました(仮称)南部コラボセンター基本構想にてその必要性を位置づけており、今回、(仮称)庄内駅前庁舎の整備にあわせ先行的に行うものです。

なお、(仮称)庄内駅前庁舎では、公開で求人情報の提供及び職業紹介を行ういわゆる地方版ハローワークを新たに実施するほか、南部地域にシルバー人材センターの受付窓口や生活困窮者自立支援事業における相談窓口を設置することで、利用者の拡大や利便性の向上に努めてまいりたいと考えています。

最後に、(仮称)南部コラボセンターにおける就労支援事業等の実施方法につきましては、今後、建設予定のコラボセンター及び既存施設を活用したサテライト拠点の役割分担等基本構想の具現化に向けた議論の中で検討してまいります。

(三問目)

3階部分の子育て相談事業、一時保育についてですが、子育て相談に関しては既にこども園や保育所で行われており、(仮称)南部コラボセンターでも実施される予定だと思います。他の施設で実施されている事業とのすみ分けについてどのように考えておられるのか、教えて下さい。次に、一時保育についてですが、認可外の一時保育よりも、認可の保育所ニーズの方が高いのではないかと思います。何故、通常の保育施設ではなく、認可外の一時保育とするのでしょうか。認可外保育にすると保育料が割高になり、利用者が敬遠する可能性も考えられますが、一時保育ニーズの現状も含めて、市の見解をお聞かせ下さい。また、一時保育を整備するなら、市内の南部地域には未整備の病児保育を整備してはと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

子育て相談事業については、こども相談課がすこやかプラザを拠点として「子ども総合相談窓口」をはじめとした幅広い相談に対応していることに加え、ご指摘のとおり、こども園や保育所などで実施をしています。これは、身近なところでいつでも、子育てに関する相談をお受けし、先程の相談窓口と連携することで、子育てに対する不安解消につながっているものと考えています。そのうえで、駅に近い利便性の高い(仮称)庄内駅前庁舎においても同様に相談機能を整備することで、より効果的に事業実施できるものと考えております。

次に、今回の一時保育事業については、国が待機児童解消に向けた緊急対策の中で示された事業の活用を見込み検討しているものです。具体的には、待機児童を緊急的に預かるため、一時保育事業を活用して、保育所等へ入園が決まるまでの間、地域の余裕スペースなども活用しながら、定期利用による保育サービスを提供するといった事業でございます。また、その際の保育料については、割高にならないように、配慮することも示されており、そうした趣旨を踏まえ検討を行っているところでございます。

次に、一時保育事業のニーズについては、現行各保育所において断続的な一時保育を実施していますが、常にいっぱいとなっており、本来のリフレッシュなどの目的に利用したい際に利用できないといった状況でございます。このことから、本事業につきましては、定期利用枠と合わせ、リフレッシュなどで利用できるように、断続的な一時保育の枠も確保する方向で検討を進めております。

最後に、病児保育事業については、現在、中部で実施している2か所に加え、新たに北部において1か所の公募を行っているところでございます。南部については、これら3か所での利用状況等も精査しながら、今後検討して行く課題と認識しております。なお、今回の一時保育事業については待機児童解消のための緊急対策として有効な手段と考えておりますことから、優先的に実施する方向で検討を進めております。

(四問目)

庄内東駅前線整備事業について伺います。当初の予定では、今年度中に詳細設計と整備工事に取り組むと伺っていましたが、(仮称)庄内駅前庁舎整備事業の完了予定時期が平成29年9月末頃と当初より遅れるため、庄内東駅前線整備事業も整備工事を遅らせ

るようです。庄内駅の玄関口ですし、通行の安全性の確保や景観面の向上などを考えると、(仮称)庄内駅前庁舎整備事業の進捗に関わらず、事業を進めたら良いのではないかとありますが、何か弊害やデメリットがあるのでしょうか。加えて、再三、問題提起をしてきた閉鎖した仮設自転車駐車場の鉄のポールの撤去も次年度に後送りされるおつもりなのでしょうか。

<答弁>

庄内東駅前線整備事業についてでございますが、庁舎整備事業及び駐輪場整備事業と調整した結果、お互いの工事がスムーズに進めることができ、庁舎整備工事に伴う工事用車両の出入りによる道路損傷を防止する観点からも、先に庁舎工事を行い、その後、駐輪場工事に合わせ、道路整備を実施することになったものです。

次に、ポールについてでございますが、歩行者や自転車の通行の妨げとなるとの声もありますが、違法駐車対策として、着工まで残して欲しいとの声もあり、地元からは様々なご意見を頂いております。

このため、撤去につきましては、工事に合わせて撤去したいと考えておりますが、庁舎整備工事と道路整備工事のどの段階での撤去が望ましいのか、工事請負業者による施工計画も勘案しながら、検討してまいります。

また、駐輪場整備及び道路整備については、可能な限り、早期に着手・完成できるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

鉄のポールは仮設自転車駐車場のためのものであって、違法駐車対策で設置されたものではないことを指摘するとともに、撤去の費用も労力もほとんどかからないと伺っていますので、早期撤去をあらためて強く求めておきます。

市民や議会からの様々な意見や要望を汲んで、(仮称)庄内駅前庁舎整備事業について当初の整備案を見直されたことは評価しています。2階部分で実施されようと考えておられる事業や業務は必要なものが多いように感じましたが、今後の住民説明会等では、既存事業とのすみ分けについて、しっかりと説明するようにして頂きたいと思っております。また、(仮称)南部コラボセンターにおいて想定される事業とのすみ分けについては、今後、検討されるようですが、どの事業、業務を拠点となる南部コラボセンターで実施し、どの事業、業務をサテライト施設で行うのか、早急に検討し、庄内駅前庁舎も南部コラボも無駄が生じない整備をして頂くことを要望しておきます。3階部分の子育て相談事業については、こども園や保育所でも実施されており、その必要性に疑問がありますが、待機児童の解消を図るため時限的に一時保育事業を整備することに伴う整備ということで、理解しておきます。ただし、将来的な事業転用を見据えた整備をして頂くことを要望しておきます。また、質問でもした通り、南部地域に未整備の病児保育の整備も一つの案として検討することも要望しておきます。